OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	大正九年台湾地方制度の成立過程（一）：台湾総督府における地方制度改革事業を中心に
Author(s)	謝, 政徳
Citation	阪大法学. 2011, 60(6), p. 181-207
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55218
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

大正九年台湾地方制度の成立過程（一）

――台湾総督府における地方制度改革事業を中心に――

謝　政徳

はじめに
第一章　台湾総督府における地方制度改革事業
　第一節　武官総督期の地方制度改革事業
　（一）明治末年の区長・区書記制度に対する調査
　（二）下村宏民政長官のもとでの地方制度改革事業
　第二節　初代文官総督・田健治郎の登場（以上、本号）
第二章　大正九年植民地台湾地方制度の成立
　第一節　台湾総督府地方制度律令案の特徴
　第二節　律令案の変更点
おわりに

はじめに

本稿は、大正初期（五年）に開始された台湾総督府における地方制度改革事業に注目し、大正九年台湾地方制度

（阪大法学）60（6-181）1217〔2011. 3〕

の成立過程を分析することにより、当時台湾総督府における地方統治構想と具体的な制度設計を明らかにしようとするものである。

大正九年に帝国日本の二つの植民地――台湾と朝鮮――でほぼ同時に地方制度改革が行われた。台湾の場合、七月二七日に勅令第二一八号の「台湾総督府地方官官制」が、同三〇日に勅裁を得て律令第三号の「台湾州制」、同第四号の「台湾庁地方費令」、同第五号の「台湾市制」、同第六号の「台湾街庄制」が制定・公布された。大正九年の改革は二つの点で台湾地方自治史上重要であるといわれる(1)。一つは、地方行政区画の変更である。新地方官官制により、東部の二庁を残し、西部の一〇庁を五州に統合し、州・庁の下に三市四七郡二六三街庄が新設されたのである。もう一つは、地方団体の創始である。地方行政区画の州・市・街庄ごとに、地方団体としての州・市・街庄が成立したのである。

ところで、大正九年の地方制度改革の意義に関してこれまでの研究は、抗日運動や「内地延長主義」との関係から言及するのがほとんどである。たとえば、若林正丈氏は、「原―田のライン」、すなわち原敬首相と初代文官総督・田健治郎の「漸進的内地延長主義」路線に基づき、「民族運動の抑圧・懐柔という課題への対応、本国と植民地の結合の強化という課題への対応という両側面を結合させたもの」の一環と捉えている(2)。そして、このような背景のもとで制定された地方制度の内容については、近藤正巳氏が、各地方団体が法人であることは明記されておらず、官選の協議会員により組織された協議会は諮問機関が設置されたという点からすれば、決して総督府が自ら宣伝したような「地方自治制」ではなく、ましてや「地域住民の意思が行政に反映するシステム」でもないと指摘している(3)。また、近年の研究として、このような理解を基本としつつ、さらに国民統合の視点を加えて、一九二〇年代における日本、朝鮮、台湾の地方制度改正を考察する山中永之佑氏は、大正九年の台湾地方制度改正が、武装

抗日運動から「体制内での政治反対運動」に転換した状況に応じた、「地方自治を全く無視した、より強権的なもの」であり、「台湾における住民＝国民統合の方式＝日本帝国の台湾における植民地統治の安定を企図したものであった」と指摘している。[4] これらの研究が共通するのは、大正九年の改革は、第一次世界大戦後に勃興した民族自決の風潮と朝鮮三・一独立運動の渦中に晒された帝国日本の植民地政策の手直し――「原―田のライン」の「漸進的内地延長主義」――の一環であったと理解する点である。そのため、大正九年改革の目玉である地方協議会の設置が単に台湾人地方名望家の取り込みを目的とするものであり、地方自治を目指すものではないと評価されている。

それでは、台湾総督府自身が今回の改革にどのような意義を見出していたのであろうか。また、その意図は、改革により実現されたのであろうか。これまでの研究は、当時の政治状況や条文の理解が中心となっており、台湾総督府がどのような目的で地方制度改革に取りこんでいたのかという点が必ずしも明らかではない。そこで本稿では、この点を明らかにするために、地方制度改革案の制定過程に注目したいと考える。

このことを通じて、本稿が明らかにしたい点は次の二つである。第一に、大正九年の改革に至る地方制度改革事業がどのように行われたのかという点である。「原―田のライン」とまでいわれるように、大正九年の地方制度改革は田総督の下で推進・確立されたと理解されてきた。しかし、実際には、田が総督に就任する以前から総督府内部では、地方制度改革に向けての動きが見られた。その証拠として、台湾総督府事務官であった水越幸一[5]が、以下のような一文を残しているからである。

（前略）若しも現行の台湾地方自治制が、大正八年末第一次文官総督として親任された田健治郎男の着任と同時に電光石火の如く一時に其の根底から成立したものであると思惟するならば夫れは大なる誤解である。勿論

自治制に関する各種の草案は多く田総督の着任以降に起草されたものであるが、其の基礎となるべき調査は大正五・六年頃より既に着手されて居り、田総督の着任と共に好機を得て之が具体化したと見るのが寧ろ妥当であらう（後略）[6]

水越は、大正五、六年ごろ、すなわち武官総督の安東貞美（陸軍大将、大正四年四月三〇日―大正七年六月六日）のもとで、「自治制に関する各種の草案」の「基礎となるべき調査」がすでに開始されたと証言している。[7]この主観的な記述について検討する余地があるが、改革事業の始期が示されている点で重要な証言であると考える。さらに、この証言によれば、改革事業は水越を含む総督府官僚によって行われたという。そこで本稿では、この水越の証言を一つの手掛かりとして台湾総督府内部の動向に焦点を当てて、大正九年の改革に向けての地方制度改革事業が、武官総督期のもとでどのような目的で開始され、具体的にどのような改革案が作成されたのかを明らかにする。

第二に、なぜ、大正九年の地方制度は地方自治を否定するものとして成立したのかについても明らかにしたい。第一の課題と関連させて言えば、総督府で作成された改革案と大正九年地方制度との間に内容上どのような違いが見られるのかという点である。この点について、結論を先取りすれば、大正九年の地方制度が地方自治的要素を否定したのは、総督府内部で作成された改革案に対する、おそらく本国による修正によってである。

以上の課題の分析により、本稿では大正九年の地方制度からは十分に読み取ることのできない台湾総督府の改革構想を明らかにしたい。このことを通じて、一九二〇年代の植民地台湾の地方統治に関する考え方の一端を示すことができよう。

本稿では以下の順で叙述を行う。第一章では、総督府内部における地方制度改革事業の経緯を明らかにする。武官総督期における地方制度改革事業は、どのような目的で開始されたのであろうか。また、その過程において、何が問題点とされたのかを明らかにする。第二章では、具体的にどのような改革案が作成されたのかを明らかにし、その改革案が本国政府の審査を経てどのように変更が加えられたのかを検討する。加えて、そうした変更を加えたのが本国政府であろうということを明らかにする。

第一章　台湾総督府における地方制度改革事業

大正九年までの地方制度は一二庁制（明治四二年改正）であった。庁制は、明治三四年に、民政長官であった後藤新平が考案した「一種の中央集権の制度の最も能率的なもの」[8]といわれる（この時点の庁の数は一〇であった）。一二庁制の特徴は以下の通りである。第一に、総督府に権限が集中されており、庁長（奏任官）の権限が極めて狭隘なものであった[9]。第二に、警察を中心とする地方行政である。庁のもとに設置された支庁では、支庁長をはじめ事務官のほとんどに警察官が充てられた。また、警察の補助機関として、連座制による住民監視組織の性格を有する保甲制度が設けられた。台湾の地方行政においては、「警察の力を藉るに非ざれば何事も実施し易からざる」[10]といわれるほどであった。第三に、庁長の諮問に応じる台湾人参事（判任官待遇）が設けられた。ちなみに、庁参事の制度は実際にはあまり機能しなかったといわれる[11]。第四に、明治四二年の改革により、「台湾総督府管内街庄社又ハ数街庄社」に「判任官ノ待遇」の「区長一人区書記若干人ヲ置」（第一条）くこととした。その任用基準について、区長はその管轄区域内に居住し年齢三〇歳以上の資産名望ある者で、国語（日本語）の素養に関し修業年限六ヵ年の公学校以上の学力を有する者の中から任用し、区書記は年齢一八歳以上にして国語の素養に関し修業年限

六ヵ年の公学校以上の学力を有する者の中から任用することと規定されていた。[12] 区長は地方団体の代表者ではなく、単なる庁長の行政補助機関であった。以上のように、一二庁制のもとでは、警察に行政事務を担当させるなど「治安対策」を目的としたものであった。

また、一二庁制のもとでは、庁が地方団体の内実を伴わないものであることは、地方税制度から伺える。明治三一年に台湾地方税規則が制定された。明治三四年の庁制施行に伴い、台湾地方税規則が改正され、地方費区の制度が設けられた。一二庁の行政区画とは別に、台湾全島を三つの地方費区に区分された。しかし、地方費区においては、地方税の賦課、地方費の支出はすべて総督府の管理下に置かれ、地方財政の自主権を有する地方団体ではないといわれる。[13]

以上のように、一二庁制は、警察中心の地方行政を根幹とするものであり、住民の意思を反映させる「自治的」システムではなかった。

第一節　武官総督期の地方制度改革事業

（一）明治末年の区長・区書記制度に対する調査

このような警察中心の地方制度に対する改革が、総督府内部で検討され始めたのは明治末年頃からである。その証拠は、明治四五年頃に、総督府は明治四二年改正により設けられた区長・区書記の制度（以下では区制度と呼ぶ）に対する調査を行っている。一つは、明治四五年三月三〇日付の「各庁区吏員国語程度調一括」[14]にまとめられた、総督府地方部が各庁に対して行った、明治四二年以降の区長・区書記の国語能力についての調査である。資料上の捺印から、当時の地方部長が亀山理平太、地方課長が楠正秋であったことがわかる。後述するが、楠が大正五

年に地方部長に就任した人物である。調査の結果、任用基準が府令で定められているにもかかわらず、国語を解する区長の割合がおよそ十人に二人、区書記の割合がおよそ十人に六人程度であったことが明らかにされている。

また、総督府嘱託の神西由太郎より明治四五年三月にまとめられた「地方行政事務視察復命書」[15]（以下では「復命書」と略す）は、台北庁と宜蘭庁管下の区長役場の行政実態を視察してまとめた「第一章地方行政ノ概況」と、視察結果を踏まえて改善の提言もなされた「第二章地方行政ノ将来」からなっている。

「復命書」では、区の行政実態の問題点について以下のようにまとめられている。

（前略）区長執務ノ現状ハ徴税事務ノ如キ消極的行政ヲ其目的ノ主ナルモノトシ法令及命令ノ周知伝達其他何レモ一時的事務ノ執行ニ止マリ積極的ニ区民ノ幸福ヲ増進ス可キ助長行政ニ至テハ殆ト其真価タニ解スルモノナシト謂フモノ敢テ不可ナキノ如シ（後略）

現在の区長の職務は、単に徴税の事務並びに区民に「法令及命令」を周知することなど「消極的行政」にとどまっており、「積極的ニ区民ノ幸福ヲ増進ス可キ助長行政」までは行われていないと指摘する。「復命書」は、このような区制度を改革するには、「区ニ人格ヲ附与シ予算制度ノ施行ヲ要ス」と主張している。

その理由として、「復命書」では以下のように記されている。

総テ地方民ノ福利ヲ増進セムト欲セハ行政区画ニ基ク区ヲ以テ単位トナシ有利ノ事業ニ対シ団体的経営ノ下ニ努力奮励セシムルヲ最モ策ノ得タルモノト信ス（中略）凡ソ此ノ如ク福利ノ増進ヲ期セムト欲セハ勢ヒ事業ノ

経営上一定ノ資材ヲ要スルト共ニ区ヲ以テ財産権ノ主体タラシメサル可カラサルヤ敢テ論ナシ是レ区ニ人格ノ附与ヲ必要トスル所以ナリトス

而シテ事業ノ経営ヲ為スニハ之ニ要スル資力ヲ打算シ以テ区ノ財力トノ均衡ヲ計リ更ニ其経営ニ因テ得ル所ノ利益ヲ計上シ其収支ノ関係ヲ明カニセサル可カラス又其事業ハ短期ノ施行ニ依リテ終了ヲ告クルモノアルモ其多クハ数年ニ渉ル継続的事業ニ属スルモノニシテ（中略）即チ苟モ此ノ如ク複雑ナル関係ノ下ニ将来ヲ企画セムト欲セハ勢ヒ一定ノ予算ニ準拠セサルヘカラス是レ区ニ予算制度ノ施行ヲ必要トスル所以ナリトス

ここでは、二つの区制度に関する具体的な改革案が示されている。一つは、行政区画にすぎない区に法人格を付与し、財産権の主体とすることである。「復命書」によれば、「財産権ノ主体」とすることで、区を「有利ノ事業ニ対シ団体的経営」の単位にして「地方民ノ福利ヲ増進」することができるという。もう一つは、予算制度の導入である。区が主体となって事業を行うのであれば、収支を明らかにしなければならず、そのためには予算制度が欠かせないというのである。この二つの改革案から明らかなように「復命書」では、区を独立した地方団体として、地域ごとの事業の経営を行うための主体として考えていたことがわかる。これは、単なる上級官庁の行政補助組織である区に地方団体としての性格を認める、という点で非常に大胆な提言であった。しかしながら、この提言は、後の総督府における地方制度改革事業の基本方針とも重なるものであった。

一方で、「復命書」は、「区ニ人格ヲ認ムルハ自ラ其事業ヲ経営セシムルニ在ルヲ以テ一種ノ自治制」であるために、これに反対する意見が存在することも否定しない。

区ニ人格ヲ附与セムトスルニ当リ説ヲ為スモノ或ハ曰ク
区ニ人格ヲ附与スルトキハ自治権作用ノ結果区民ニ一種ノ参政権ヲ生シ特ニ独立自尊ノ気風ヲ養成スルニ至リ殖民政策上策ノ得タルモノニアラス

区に法人格を付与してしまうと、「自治権」が作用し、その結果、区民に「一種ノ参政権ヲ生シ特ニ独立自尊ノ気風」が芽生えてしまうのではないかというのが反対意見の主張であった。これに対し、「復命書」は、こうした発想は「直ニ母国ノ自治制ヲ聯想シタル皮相ノ見解」であると反論し、区に法人格を与える目的は、単に「地方ノ福利増進ノ為公共的事業ヲ経営セシムル上ニ於テ一種ノ利便方法」にすぎないことを強調する。

また、「復命書」は、区に法人格を認め公共事業を経営させるためには、当然「諸般ノ経費ハ無論区民ノ負担」に属し、その徴収方法は、台湾租税滞納処分規則に準じて行うので、このような区は「所謂地方公共団体タルニハ相違ナキ」であるが、それ以外に区に「何等ノ権能ヲ認ムルノ要ナキ」と述べ、自治権の付与を否定する。そして、その具体的な方策として、「（一）区ニ自主立法権ノ存在ヲ認メス（二）区民ニ参政権ノ存在ヲ認メス（三）区長其他区ノ役員ハ之ヲ公撰セス」という三点を挙げる。とくに、（一）と（二）については、「絶対ニ此制ヲ認メス」と述べている。

以上のように、「復命書」は、地方行政の最末端である区に法人格を与えるとともに予算制度を導入させる改革が必要であると主張する。その狙いは、区に「地方ノ福利増進ノ為公共的事業ヲ経営」させることにあった。その証拠は、住民が「独立自尊ノ気風」を持たないようにするために、区の自主立法権と区民の参政権は絶対に認めないことと、区長をはじめとする区役員の官選という方法が挙げられているのである。すなわち、「復命書」が示し

た改革案は、区に法人格を付与する一方、区に自治的な要素を与えないものであったといえよう。ところで、この「復命書」の主張を実現することは、当時の地方統治の状況からみてやや困難であったと見るべきであろう。というのは、山岳地帯に居住する高砂族は抵抗を続けるために、総督府は、明治四三年に平定五カ年計画を立て、実際に大正四年までの五年間に、全島一二地域で作戦を展開することとなった[16]。また、明治四〇年から大正四年四月の西来庵事件まで、中国の辛亥革命による影響もあり、小規模な武装蜂起が一一件も発生していたのである[17]。

（二）下村宏民政長官のもとでの地方制度改革事業

上述した治安状況が回復しつつあった大正四年に入り、一〇月二〇日に、下村宏[18]が民政長官に就任した。下村は、大正一〇年七月一一日まで、武官総督の安東、明石元二郎、そして文官総督の田の三代総督を通じて在職した。そのため、この時期の台湾統治諸般について、下村の存在を抜きにしては語ることができない。地方制度改革についても同様なことがいえるだろう。そこで最初にまず簡単に下村の統治方針を明らかにしておくことにする。

下村の統治方針を確認できるものとして、着任して間もなくの一一月二三日に、安東総督に提出した「台湾統治ニ関スル所見」[19]（以下では「所見」と略称）を挙げることができよう。「所見」の総説では、下村は、「将来ノ事実」として被植民者・台湾人も時とともに文化や知識水準などが進むだろうと認めながらも、「人種ノ異ナル限リ、地勢ノ変セサル限リ、領台後幾百年ノ星霜ヲ経過」しても、日本人と「同一ノ民族ニ同化センコトハ、全久不可能ナリト断セサルヲ得」ないと断言し、台湾人の同化に悲観的である。

しかし、下村の統治方針は、本国と異なる法制度の統治体制を築こうとした後藤の「特別統治」[20]とは異質なものであった。その証拠に、「所見」の結論において、「統治ノ大方針ハ之ヲ如何ニスヘキカ」という問いに対して以下のように述べている。

一般社会民衆進歩ノ大勢ハ到底人力ノ之ヲ抑圧スヘキニアラス敢テ進ンテ之カ開発ニ重キヲ置クニ過クルコトヲ避クヘキト共ニ実状ニ適応シテ之カ教化訓育ノ途ヲ進メサルヘカラス、我邦家ノ為メ台湾ノ島民ノ為メ同化訓育ノ途ニ向ツテ進ムコトヲ要シ、又進マサルヲ得サルモノアリ。

「一般社会民衆進歩ノ大勢ハ到底人力ノ之ヲ抑圧スヘキニアラズ」という考えのもと、台湾の「実状ニ適応」して「同化訓育ノ途ニ向ツテ進ムコトヲ要シ、又進マサルヲ得サルモノ」である、というのが下村の認識であった。つまり、下村は、台湾人の完全な同化は相当困難であるが、「将来又之ヲ教化訓育シテ同化セシムヘキ」との考え方の持ち主だったのである。以上のような、台湾人の同化が不可能と認識しつつも、他方で同化訓育を進めていくべきという下村の統治方針は、漸進主義的なものであったということができよう(21)。

以上のような考えを持つ下村のもとで、総督府内部において地方制度改革に向けての動きが見られた。まず、大正五年三月二二日、明治四五年の区制度調査が行われた当時の地方課長だった楠が、地方部の部長に就任した(22)。同年七月七日に水越が地方課長に就任した。楠と水越は、大正九年改革が実現するまで地方部で勤務していた。同年七月三〇日、水越が、「現在に於ける区長役場事務運用の適否を判断する一資料として区長及区書記の国語能力」についての調査を行った。調査結果について、水越は、「区長は庁長の補助機関であつて独立の権限をもつて居らなかったために国語解否の如きは当時左まで重要視されて居らず、多くは従来の関係より地方の名望家を任用し行政能力の如きは敢て重きを置かなかつたやうである(23)」と指摘している。また、「区行政ノ成績如何ハ本島統治ニ関渉スル所少ナカラス」との理由で、「区行政ノ改善進歩ヲ遂ケ以テ民政ノ基礎ヲ鞏固」するための内訓案を各庁に出している(24)。明治四五年の「復命書」でもそうであったが、この時もまた地域住民と直接に接する区制度の改革が

まず実現されなければならないと考えられたのであろう。

翌六年三月二〇日の地方官会議において、下村は総督府と地方官庁との間に「どうしても書面を立案し浄書し発送し回送するにはなかなか時が掛かるものであります是等は出来る丈けは私は夫々順次に委任する姿を執るのが事務の簡捷[25]」であるとの考えを示した。この時には、地方行政の効率化のための下級行政機関への権限委譲とともに、「区役場或いは保甲制度等」という地方行政の末端組織についても、「実は自分達も色々案を持つて居りますれど此席でまだ諸君に発表する時期に至らぬのでありますが今地方部に於ても夫々調査し又場合に依つては諸君等の意見を求むることがあらう[26]」と述べた。これらのことから、この時点では総督府内部（地方部）で地方制度改革に関する調査が行われていたことがわかる。

二ヵ月後の五月二五日、区の制度に関する会議が開催された。会議に参加したメンバーは、下村、楠と水越、警察本署の梅谷光貞保安課長と得能佳吉警務課長など、地方行政にかかわる総督府の官僚らであった。この会議に提出された区制度に関する協議の事項は、「（一）区の区域は如何にこれを定むべきや（二）区長と保甲職員との関係を如何に定むべきや（三）土地の状況により内地人区長を置くべきや（四）区長交附金と区長役場費との関係を如何に定むべきや（五）区吏員の待遇の方法如何（六）区を財産権の主体となすべきや（七）区費を徴収する権を認むべきや（八）区の事務の範囲を如何に定むべきや（九）区吏員任命の方法を如何に定むべきや（十）区に参事を置く必要ありや」であった[27]。

会議では、区における行政について、「区に人格を認め収支の予算をたて財産営造物を所有し或はこれを処分し得る公法上の人格をみとむることは制度の基本として最も必要」であるという意見で一致した。その理由は次のような区制度の行政実態にある。すなわち、区長の事務は、「地方税の賦課徴収の補助と街庄内の統計資料を蒐集す

る位が主な仕事であつて、区長は判任官の待遇を受けて居るが、少額の事務費と税金徴収の交付金の少額とで僅に役場を支へると云ふ貧弱さで、区長の私宅の一部又は廟の片隅が区長役場であり、区長は実際上毎日事務を執ることはなく、公学校修了程度の書記が一人或は二人で事務の整理に当つて居る程度のもの[28]」であった。水越は、このような街庄の行政実態のもとでは、「如何に敏腕な庁長であつても地方開発の使命を完うすることの出来ないのは寧ろ当然」であると指摘し、「最も急務とする所は下級行政機関たる街庄の刷新と、之を自治体として其の機能を発揮せしむる」ことであったと指摘している[29]。このような区長の行政実態は、明治四五年の「復命書」で指摘されたのとそれほど変わらないのである。区は、「地方自治体としての存立に必要なる程度の面積」を確保するために、従来の区域を見直さなければならないともされた。また、庁参事にならって、区参事を設けるべきという意見も出された[30]。さらに、この会議では水越と得能を地方制度調査のために朝鮮と関東州に派遣することを決定した。水越は、その理由が「当時朝鮮に於ては旧居留民団制より転じた府制と云ふものが布かれ、自治団体として諮問機関を有する組織があり、面役場には大正三年より戸籍事務が移管せられ、又関東州に於ては旅順及大連に市制が布かれ、市会議員は選挙であつた等彼是参考となるべき材料も相当に多かつた」からだと述べている[31]。

この会議を通じて、下村をはじめとする総督府官僚の間で、明治四五年の「復命書」と同様に地方開発の見地から区制度の改革が必要と考え、区に法人格を付与することが決定された。注目すべきことは、「復命書」と異なり、庁参事の制度にならって、区長の諮問機関として区参事を設置することが検討された点である。この点は、下村ら総督府官僚が、何らかの地方行政へ住民参加を考慮し、「復命書」と異なる性格の地方団体作りという考えを示したものであると考えられる。

大正七年に入り、五月、総督府は、勅令第一六六号をもって、区制度の調査に関する臨時職員制を施行した[32]。そ

の理由は、直ちに「区ノ行政制度ヲ完備スル」ものではないが、「近々改定ヲ加ヘ」るためにも「各種ノ調査ヲ要」することにあった[33]。これは、総督府の地方制度改革の意思を公開したことになるとともに、総督府が本格的に地方制度改革に取り掛かろうとしたことを示すものであろう。水越によれば、前年会議の課題の一つでもある、「旧来の街庄なるものの廃置分合を適当にして、地方下級自治団体としての運用の上に支障なからしむ[34]」ようにするための調査が行われたという。

ところで六月、台湾総督の更迭が発表され、七月、安東と同様に朝鮮統治の経験がある、陸軍中将の明石元二郎が新総督に就任した。台湾総督の交代にも関わらず、下村を中心とする地方制度改革事業は従前と変わらず継続された。九月、総督府に各庁の庶務課長が招集され、区制度に関する会議が開かれた。協議事項は、「（一）区を財産及営造物の主体となすこと（二）区の事務の管理は左の二方法中一となすこと（イ）庁長をして管理せしめ区長は補助機関たらしむること（ロ）区長をして管理せしめ庁長は之を監督すること（三）区の機関は左の二方法中一を採用すること（イ）区長、区書記を官吏待遇とすること（ロ）区長、区書記は官吏とせず、内地市町村長、書記の如く公吏とすること（四）区の公共事務の範囲を定むること（五）区費の徴収を認むること（六）区に諮問機関を設くること」ということであった[35]。

会議では、協議事項に対して様々な意見が出されたが、区を「財産及営造物の主体となす」「公法人」とし、「区費の徴収」も認めるということで意見の一致を見た。また、区を「公共団体とすることとなれば一種の諮問機関を置」くことも必要であるとされた。さらに、台北、台中のような大都市については、「市制」を施行するかどうかということも新たに検討された[36]。こうして、各地方庁の官僚らが集まった会議では、前年の総督府官僚に限った会議よりも、区を明確に「自治体」にする改革構想がまとめられたのである。注目すべきことは、市制施行の検討で

ある。というのは、これは総督府の地方制度改革事業が地方行政の最末端の区制度の改革に止まらないことを示したものと考えられるからである。

翌大正八年には、植民地台湾の統治体制にかかわる重大な変革が行われた。八月に台湾総督府官制が改正され、台湾総督武官専任制が廃止されたのである。また、民政長官が総務長官に改称された。この改正の背景には、同年の三月一日に植民地朝鮮の大規模な独立騒動に対応すべく、「武断政治」から「文治政治」へと転換しようとする日本の支配政策の手直しがあったといわれている。(37)

しかしながら、二ヵ月前の六月二八日に勅令第三一一号をもって台湾総督府官制が改正されていたことも重要であろう。これは、台湾総督府の民政部に内務局が新設され、従来の警察本署を警務局に、その長である警視総長を警務総長に改編することを骨子とした改正であった。(38) 枢密院の審議では、改正理由がつぎのように説明されている。

> 台湾ノ地方行政ハ事実上警察官ノ干与スルモノ多ク惹テ其ノ事務悉ク警察的トナルノ嫌アリ仍テ今回中央ノ組織ヲ改メ警察ニ付テハ警務局一般行政ニ付テハ内務局ヲシテ各之ニ当ラシメ両者相対立セシムルノ趣旨ナリ(39)

要するに、今回の改正で、かつて後藤が確立した警察行政中心の政治が改められ、「一般行政」を新設の内務局に当たらせることとされたのである。その意図は、六月三〇日立案の「内務局處務規程制定ノ件」では、第三条は、「地方課」とその下に「地方掛」を設け、「庁行政ニ関スル事項」、「街庄行政ニ関スル事項」、「地方経済ニ関スル事項」などを職掌に定めたことからも伺えよう。(40) 改正の実現に向けて積極的に働きかけを行ったのが下村であったといわれる。(41) さらに、下村は、七月一四日、初代内務局長に就任した川崎卓吉に対して、「現在の庁制度を廃して、

州制度を実施し、地方制度の大改革を断行したい」、「台湾にも自治制を布き、台湾人をも政治に参加させたい」[42]、という今後の統治方針を披露した。以上のようなことから、六月の官制改革は、警察中心の地方行政から脱却し、新たに設置された内務局の下で、庁制度にかわり州制度を実施し、台湾人の政治参加への道を開こうとする下村の改革意図が伺えるものであったといえよう。

下村が川崎に披露した統治方針を裏付けるように、同年の一〇月末、総督府は拓殖局の非公式の要求に応じ、「地方制度立案の基礎になすべき腹案」（以下は「腹案」と呼ぶ）を提示した。「腹案」の骨子は、「（一）地方下級公共団体の区域を市町及区となすこと（二）区域の廃置分合を行うこと（三）市町区は法人とし権利義務の主体たらしむること（四）市に市長副市長町区に町区長を置くこと（五）市町区に協議員会を置くこと（六）市町区に町街庄長を置くこと（七）市町区の財政権を認むること（八）市町区の組合を設くること」、ということであった[43]。

この「腹案」は二つの重要な点がある。まず、第一は、区のみならず、市・町を新たに設置するとともに、市町区がいずれも「法人とし権利義務の主体」として「財政権を認む」ことを明らかにしたことである。市町区を「地方下級公共団体」として設置する目的は、住民に「自己の責任を以て地方事務の一部を処理」させることにあるとされた。市町区に法人格を付与する目的は、「学校、土木、勧業、衛生等或種の地方的公共事業を処理せしむる」ことにあるとされた。その財源は、主に「市区有財産より生ずる収入営造物使用料交付金を以て之に充」てることとし、足りない場合「国税地方税の付加税及特別税を賦課徴収せしむることとし又必要あるときは夫役現品をも徴収せしむる」こととされた。そして、それにふさわしい財政的基盤を確保するために、現行の区の区域を、「廃置分合」し、「其数は約三八七にして現在より六八区を減少する」とも計画された[44]。注目すべきことは、市町区を「自治体」として認める構想を明確に打ち出した点である。というのは、「法人とし権利義務の主体」たる市町区

が実現した場合、一二庁制との整合性に必ず問題が生じてくると十分に考えられるからである。その意味で、一〇月の「腹案」は、地方制度全体にわたる改革を秘めたものとしてみることができるのであろうと考えられる。

第二は、市・町・区のそれぞれに「協議員会」を設置することである。前述した地方団体の事業経費は、当然住民が負担することとなるため、一定の地方行政への住民参加が想定されなければならないと思われる。「協議員会」は「市区の重要事件に付き之を諮問することとし其住民と意思の疎通を計り地方開発上遺漏なきを期」するために置かれるものとされ、その選任方法は、「名誉職とし庁長之を任命する」こととされた(45)。

ところで、「腹案」は、地方団体の法人格を認める一方で、「協議員会」を議決機関とし、選挙制度を導入することは拒否していた。その理由を直接示す資料はないが、おそらく以下のようなことであろうと推察される。

まず、民政長官の下村の台湾認識が挙げられる。前述した「所見」の「結論」において、植民地朝鮮に言及し次のように述べている。

> （前略）之（台湾のこと：筆者）ヲ朝鮮ニ比スレハ其ノ民族ハ性質駕馭ニ難シト称セラル、又朝鮮ニ於ケルカ如ク、其全国民ヲ挙ケテ附庸タルニ非スシテ支那民族ノ一部ノ割譲ナリ、朝鮮ノ統治又頗ル難事ニ属シ、伊藤統監以来歴代之カ統治ニ如何ニ心血ヲ濺カレタルヤハ、小官ノ猶耳ニ新ナル所ナリ、而カモ台湾ノ状態上叙ノ如シトセハ之カ統治又決シテ容易ニアラス。

下村は、植民地朝鮮と対比しながら、台湾が「支那民族ノ一部ノ割譲」であるため、「民族ハ性質駕馭ニ難シ」く、「統治又決シテ容易ニアラス」と見ていた。このような認識を持つ下村は、台湾現地住民に直ちに政治参加さ

せることは統治上困難な事態を引き起こす恐れがあると考えていたのであろう。

もう一つは、朝鮮府制制定過程の経験が挙げられる。大正六年七月一二日、水越らが地方制度視察目的で朝鮮と関東州に派遣された[46]。朝鮮では、大正二年に府制、大正六年に面制がそれぞれ制定されていた。とくに、日本人居留民団の歴史を有する府について、朝鮮府制は、地方団体の法人格や官選諮問機関の協議会の設置が認められていた。先立って諮問機関と官選制度を採用した朝鮮府制の制定過程について、姜再鎬氏の研究では、朝鮮総督府内部の府制案審議における「内地人府協議員候補者公選制案」に対する議論の様子がつぎのように紹介されている。

> 矢張り従来の選挙制度を維持したい考で、種々研究を重ねたのであるが、若し之を選挙制度にすれば選挙人の数に於て、鮮人の方が内地人に比し遥かに多数を占めて居るが故に、選挙の結果は必ず内地人が圧倒せられる事になる、さりとて選挙資格に階級を設けて其弊を防ぐこととすれば、鮮人の感情が面白くない、そこで已むを得ず選挙制度を廃して官選制度にした[47]（傍点は筆者によるもの）

朝鮮総督府の府制案は、在朝日本人の数などの事情を考慮し「内地人が圧倒せられる」選挙制度ではなく、諮問機関の府協議員の選任方法として官選制度を採用したのである。要するに、協議会の民族比という点は官選制度が採用された主な理由であった。朝鮮に派遣された台湾総督府官僚も、当然以上のような官選制度導入の理由を知っていたのであろう。このことが台湾における制度設計に影響を与えた可能性は十分にあると思われる。

このように、下村の台湾人に対する認識に加え、朝鮮のように日本人居留民団の歴史のなかった台湾において、選挙制度を導入すれば「内地人が圧倒せられる」可能性があると考えられたために、地方団体の協議会員の選出に

選挙制度が導入されなかったと推測することができよう。

以上みてきたところから明らかなように、下村を中心に総督府内部では、地方開発の見地から地方行政の末端組織である区制をいかに確立するか、という明治四五年の「復命書」で提起された課題に新たに取り組み、約三年の歳月をかけて、明石総督在任中の大正八年一〇月に、「自治体」としての市町区を設置する「腹案」を纏め上げたのである。「腹案」から、「自治体」創設の狙いは、公共事業を経営する権限の付与と、地方行政への住民参加にあったことが伺えよう。とくに、後者は、植民地統治上の事情により、官選の諮問機関という極めて制限される形でしか住民の地方行政への参加は認められなかった。

第二節　初代文官総督・田健治郎の登場

前節では、武官総督時期に開始された総督府内部における地方制度改革事業の経緯の一端について検討した。本節では、文官総督田健治郎の登場が地方制度改革事業に与えた影響について考察する。

周知のように、大正九年には朝鮮でも地方制度の改正が行われた。姜再鎬氏によって、朝鮮の地方制度改正について、大正八年八月、原首相が新朝鮮総督の斎藤実と新政務総監の水野錬太郎に対して、「朝鮮統治私見」を手渡し、沖縄県区制（明治四一年全面改正）と沖縄県及島嶼町村制（明治四〇年制定）をモデルにすべきという具体的な指示を出したことが指摘されている。[48] 大正九年朝鮮の地方制度改革は、原の指示のもとで行われた。

しかし、新台湾総督の田に対して、原が地方制度改正に関する具体的な指示を出した形跡は見当たらない。大正八年一一月五日、首相官邸で開かれた田の送別会のあと、「予述教化台湾人為純日本人之大方針、叩首相之意見。首相答全然同意之旨」[49]というやり取りがあったのみである。朝鮮の地方制度改革に対して指示したような原の関与

は見られなかった。

一一月一三日、台湾到着後二日目の田は、下村から「関台湾将来施政各項事項之意見」を聴取していた。[50] その後、田は西部の鉄道沿線に沿って視察を行い、一一月二二日の庁長会議で統治上についての所見を述べた。そのなかで、地方統治について「台湾は餘りに都会集中主義に傾いて、田舎の方は比較的忘れられて居る」と指摘し、「漸次地方の街庄に、文明的恩沢を及ぼす」ために、「地方制度にも幾分改善を加ふべき」であると述べた。[51] このように、台湾現地に入ってから、田が地方開発のための地方制度改革の必要性を認めたのである。

翌一二月、田もまた地方制度改革事業に加わった。一二月二日に、田は、下村、川崎を官邸に招致し、県制と府区庄制の内容について検討した。[52] 確認できる範囲では、これが田による地方制度改革のための初めての会議であった。翌三日にも水越を加えて会議が引き続き開催された。水越によれば、このときには、地方制度改革の要綱案――「県制要項」、「県制第二案」、「市制要項」、「町区制要項」（以下は、「第一回会議案」と呼ぶ場合がある）――について議論が行われたという。[53]「第一回会議案」は、会議以前に作成されたと考えられる。三日の会議では県制以下の行政組織に関する規定の大枠が決まり、五日に田は下村に「地方制度確立之準備」を含む新政策の立案を命じた。[54]

一二月一九日には、第二回の会議が開催された。参加メンバーは、田、下村、川崎、富島元治警務局長、楠、松本剛吉、喜多孝治、石井光次郎の三秘書官と水越であった。この日の会議では、一二月一五日付、表紙に「大正八年一二月一五日、内務局提案、第二回の分」（「台湾県制要項」の表紙のみ）という書き込みがある、「特秘」と押印された「台湾県制要項」「台湾府制要項」「台湾区庄制要項」（以下「一二月一五日案」と呼ぶ場合がある）、一二月一九日付の「台湾地方官官制改正要項」についての審議が行われた。[55] 水越によれば、「会議は列席者一同大体に

於て地方自治制案を承認した」[56]という。田の日記でも、「前九時、召集下村、川崎、高田、楠、富島及三秘書官于官邸、審議県、郡、市、町制及庁、支庁等地方官官制、地方制度制定案、及後四時過而散」[57]と、地方官官制と地方制度改革の大綱がこの日の会議で決定されたと伝えられている。以下では、「第一回会議案」と「一二月一五日案」との異同を検討する。というのは、この点が明らかになれば、文官総督が与えた影響も明らかになるはずだからである。

まず、第一に、下級地方団体の名称である。会議のなかで、「内地延長主義」の趣旨から、本国の町村にならうべきという意見が多く聞かれたために、「一二月一五日案」では府区庄とされたのを市町村に変更することになった[58]。

第二に、上級地方団体「県」の数である。「県制要項」では、「一、県の名称区域及其の配置分合（イ）台湾全島を県に分つこと」とされ、七つの県（台北県、新竹県、台中県、嘉義県、台南県、阿緱県、台東県）と規定されていた。「台湾県制要項」では、前述の（イ）が「（イ）台湾全島ハ台東及花蓮港庁ヲ除キ之ヲ県ニ分ツコト」と書き直され、阿緱県が高雄県に吸収されて六つの県となった。台湾の西部と東部に異なる地方制度を実施するという大正九年改革の特徴の一つは、田のもとで決定したのである。

第三に、下級地方団体の自治団体としての権限を認める点である。「一二月一五日案」の「台湾区庄制要項」は、次のように記している。

三、区庄住民及其ノ権利義務ヲ定ムルコト

区庄内ニ住所ヲ有スルモノハ其ノ区ノ住民トシ住民ハ区庄ノ財産及営造物ヲ共用スル権利ヲ有シ区庄ノ負担

ヲ分任スル義務ヲ負ハシムルコト
区庄内ニ住所ヲ有セシルモ区庄内ニ土地家屋ヲ所有シ占有シ区庄内ニ営業ヲ為スモノハ区庄税ヲ負担スル義務ヲ負ハシムルコト
四、区庄ノ自主権ヲ認ムルコト
区庄ハ区庄住民ノ権利義務ニ関シ台湾総督ノ許可ヲ得テ区庄条例ヲ設クルコトヲ得ルコト
区庄ハ営造物ニ関シ条例ヲ以テスルモノノ外区庄規則ヲ設ケルコトヲ得ルコト
区庄条例規則ハ一定ノ公布式ニ依リ公布スルコト

「台湾区庄制要項」は、住民と住民の権利義務についての規定があり、さらに区庄の条例制定権（「台湾総督ノ許可」という制限がある）と規則制定権が認められた。「台湾府制要項」の第三、第四にも同様な文言がある。「第一回会議案」の「市制要項」「町区制要項」においても同様の規定が見られる。上級地方団体の県については、二回の会議とも自主権に関する規定がなかった。こうして、二回の会議を経て、田をはじめとする総督府官僚は、下級地方団体に自治体としての権限を付与することを認めたのである。

第四に、各地方団体に官選諮問機関を設置する点である。二回の会議とも官選諮問機関の地方協議会の設置を認めた。「一二月一五日案」では、諮問機関の名称を「県参事会」「府評議会」「区庄協議会」と規定した。「府評議会」「区庄協議会」は、府尹、区庄長の「諮問ニ応セシムル為」に組織され、「諮問スヘキ事項ハ大要次ノ如クスルコト」と規定されているように、諮問事項については例示主義を採用すると思われる。[59]「県参事会」は「県ノ公共事務ニ付知事ノ諮問ニ応セシムル為」という規定のみを有する。

以上のように、大正八年一〇月の「腹案」にある下級地方団体に関する改革構想は、田総督のもとで、上級地方団体の「県」を加え、台湾地方制度全体に及ぶ改革構想に仕上げられたのである。これまで議論を重ねてきた地方団体の法人格付与と官選諮問機関の設置という重要な改革点に対しては、本質的な修正が加えられないまま、一二月一九日に地方制度改革案の大綱として決定された。

（1）現在の台湾では、地方自治の歴史を語る場合、法史学と実定法学とでは理解が異なる。法史学者の王泰升氏は、大正九年の改革がきわめて不完全なものであったが、「地方自治団体」という考え方＝「地方自治行政システム」の導入が台湾歴史上初めてのことであり、新たに設定した地方行政区画が戦後台湾の地方制度の発展に少なくない影響を及ぼしていた、という近代台湾地方自治史における重要性を指摘している（「日治時期州県庁制度概況」（台湾法律史学会編『台湾法律史研究的方法』学林文化、二〇〇〇年、八六頁および八九頁参照）。一方、行政法学者の蔡茂寅氏は、戦後台湾の地方自治が十分に保障されていないことを指摘しながらも、「わが国が実施した地方自治の歴史は一九五〇年代まで遡ることができる」（『地方自治之理論與地方制度法』新学林出版、二〇〇六年、八九頁参照）と述べている。また、蔡秀卿氏の『地方自治法』（三民書局、二〇〇九年）も、「我国地方自治法制之歴史」という章の始期も一九四五年としている。このように、台湾地方自治の歴史が戦後から始まったと捉えるのが実定法学の理解である。すでに台湾法史の諸先学に指摘されていることでもあるが、本稿は、戦後五〇年近く地方自治の基礎法源のなかった時期に地方自治の歴史を求めるというよりも、むしろ、「地方団体」の誕生を告げた大正九年地方制度の制定過程を明らかにすることが近代台湾地方自治制度史に資するものであろうと考えている。ちなみに、台湾地方制度の根本法たる「地方制度法」は、一九九四年の「省県自治法」と「直轄市自治法」を全面的に改正し、ようやく一九九九年一月二五日に正式に公布されることになった。

（2）若林正丈『台湾抗日運動史研究』（研文出版、二〇〇一年）五八～五九頁参照。

（3）近藤正巳『総力戦と台湾』（刀水書房、一九九六年）一四三頁。

（4）山中永之佑「植民地帝国日本における内地・朝鮮・台湾統治法の比較研究――一九二〇年代の地方制度を焦点とする――」（戒能通厚等編『日本社会と法律学――歴史、現状、展望』日本評論社、二〇〇九年）九二五～

九二六頁参照。

(5) 水越幸一は、大正五年七月七日、東京市役所から台湾総督府民政部地方部に異動することとなり（「大正五年七月水越幸一・地方部勤務任命ノ件、府事務官任用ノ件」国史館台湾文献館所蔵『台湾総督府档案文書』冊号2573、文号38、昭和二年、総督府審議官に転任するまで、約一二年間総督府内務局の地方課長など地方行政に関わる職位を占めてきた人物である（台湾新民報社編『改訂台湾人士鑑』一九三七年、湘南堂書店一九八六年復刻、三五二頁）。

(6) 水越幸一「台湾地方自治制の話」『台湾経済叢書（四）』（台湾経済研究会、一九三六年五月）一五〇頁。

(7) 前掲近藤『総力戦と台湾』一四一～一四二頁参照。また、この点について、蔡慧玉「日治台湾街庄的編制與運作」（前掲『台湾法律史研究的方法』）一〇〇頁および傅奕銘「戦前台湾における地方制度」（台湾史研究会『現代台湾研究』二二号、二〇〇一年）九七～九九頁も触れている。

(8) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書（四）」『台湾地方行政』三巻八号、一九三七年、三五頁。

(9) たとえば、やまだあつし氏は、「県制から庁制への移行（廃県置庁）にともない、地方からは県知事がなくなり勅任官がいなくなっただけではなく、奏任官も、例えば各県の監獄が、長で奏任官の典獄以下の組織丸ごと総督府本府へと移管されたように、各庁一名の庁長を残して全部中央へ移された。……庁官僚の定員は全島決められており、庁独自の定員枠はなかった」と指摘している（松田利彦・やまだあつし編『日本の朝鮮・台湾支配と植民地官僚』思文閣、二〇〇九年、四四頁）。

(10) 持地六三郎『台湾殖民政策』（富山房、一九一二年）八一頁。

(11) 高橋用吉『台湾街庄制逐条解釈』（南報商事社、一九三三年）一七頁。

(12) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書（一）」『台湾地方行政』三巻四号、一九三七年、一六頁。

(13) 前掲持地『台湾殖民政策』一一七頁。

(14) 前掲『台湾総督府档案文書』冊号5551、文号10。

(15) 前掲『台湾総督府档案文書』冊号5604、文号1。

(16) 黄昭堂『台湾総督府』（教育社、一九八五年）九六頁。

(17) 許世楷『日本統治下の台湾』（東京大学出版会、一九七二年）一五五～一五六頁。

(18) 下村宏について近年の研究として、坂本慎一『玉音放送をプロデュースした男―下村宏』（ＰＨＰ研究所、二〇一〇年）が挙げられる。

(19) 下村宏「台湾統治ニ関スル所見」大正四年一一月二三日。表紙には「秘」と捺されている。手書印刷のもので、ページ番号が振り分けられていない（神戸大学付属図書館所蔵）。

(20) 春山明哲『近代日本と台湾』（藤原書店、二〇〇八年）一三〇～一三四頁参照。

(21) このような下村の統治理念は、大正八年一月四日勅令第一号台湾教育令の条文に明確に見て取れる。たとえば、その第三条が「教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ」となっている（台湾教育会編『台湾教育沿革誌』一九三九年、南天書局一九九五年復刻、三二四頁）。

(22) 国史館台湾文献館所蔵「台湾総督府府（官）報資料庫」（0071020976a104）。

(23) 前掲水越「本島の現行地方制度成立経過覚え書（一）」一四～一五頁。

(24) 大正五年一〇月四日「内訓第一五号　区行政監督ニ関スル件」（前掲『台湾総督府档案文書』冊号 2494、文号 15）。

(25) 台湾総督府編『詔勅・令旨・諭告・訓達類纂（一）』（成文出版社、一九九九年復刻）二二三頁。

(26) 同上、二二三頁。

(27) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書（六）」『台湾地方行政』三巻十号、一九三七年、一二三頁。

(28) 同上、一二五～一二六頁。

(29) 前掲水越「台湾地方自治制の話」一五二頁。

(30) 前掲水越「本島の現行地方制度成立経過覚え書（六）」一二四頁。

(31) 前掲水越「台湾地方自治制の話」一五二頁。

(32) 前掲水越「本島の現行地方制度成立経過覚え書（六）」一二五頁。

(33) 「区ノ行政制度ニ関スル調査ノ為属二人増員ノ件」（A01200142200、アジア歴史資料センター）。

(34) 前掲水越「本島の現行地方制度成立経過覚え書（六）」一二五頁。

(35) 同上、一二五頁。

(36) 同上、一二六～一二七頁。

(37) 糟谷憲一「朝鮮総督府の文化政治」(『近代日本と植民地　二　帝国統治の構造』岩波書店、一九九二年)一二一頁。
(38) 「大正八年六月　台湾総督府官制中改正」(A01200160200、アジア歴史資料センター)、外務省条約局法規課編『外地法制誌　日本統治下五〇年の台湾』一九六四年、一五九～一六二頁。
(39) 『枢密院会議議事録　第二一巻』(東京大学出版会、一九八五年)二三〇頁。
(40) 前掲『台湾総督府档案文書』冊号3004、文号1。
(41) 『川崎卓吉伝記』(川崎卓吉伝記編纂会、一九六一年)一九五頁。
(42) 同上書、一九八～一九九頁。
(43) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書(七)」『台湾地方行政』三巻一二号、一九三七年、四九～五一頁。
(44) 同上、五〇～五一頁。
(45) 同上、五一頁。
(46) 前掲「台湾総督府府(官)報資料庫」(0071021336a032)。
(47) 姜再鎬『植民地朝鮮の地方制度』(東京大学出版会、二〇〇一年)一五〇頁。
(48) 同上書、一九五頁。
(49) 『台湾総督田健治郎日記　上』(中央研究院台湾史研究所、台北、二〇〇一年)五三頁。しかし、原敬の同日の日記には、「五日　閣議を官邸に開らき昨日の引続を協議し深更に及べり」(原奎一郎編『原敬日記　五』福村出版、一九六五年、一六五頁)としか記されていない。
(50) 前掲『台湾総督田健治郎日記　上』六五頁。なお、この日の様子は「下村長官から地方制度改革、自治制実施の方針を述べたが、田総督は直ちに賛成し、必ず実現するように希望した」(前掲『川崎卓吉伝記』一一〇頁)と記されている。
(51) 『田健治郎伝』(田健治郎伝記編纂会、一九三二年六月)三九九～四〇〇頁。
(52) 前掲『台湾総督田健治郎日記　上』九二頁。
(53) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書(八)」『台湾地方行政』四巻一号、一九三八年、九四～一〇一頁。
(54) 前掲『台湾総督田健治郎日記　上』九四～九七頁。
(55) 「台湾県制要項」「台湾府制要項」「台湾区庄制要項」「台湾地方官官制改正要項」(『下村海南台湾民政長官時代調査復

命書』天理大学図書館所蔵）。

(56) 水越幸一「本島の現行地方制度成立経過覚え書（十）」『台湾地方行政』四巻四号、一九三八年、一四六頁。

(57) 前掲『台湾総督田健治郎日記　上』一一〇頁。

(58) 前掲水越「本島の現行地方制度成立経過覚え書（十）」一四六頁。

(59) たとえば、区庄協議会の場合は次のように例示されている。（一）区庄条例及区庄規則ヲ設ケ又ハ改廃スルコト（二）歳入出予算ヲ定ムコト（三）区庄債ニ関スルコト（四）歳入出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負担シ又ハ権利ノ抛棄ヲ為スコト（五）基本財産積立金穀等ノ設置ハ管理及処分ニ関スルコト（六）財産及営造物ノ管理方法ヲ定ムルコト但シ法令ニ規定アルモノヲ除クコト（七）其ノ他区庄長ニ於テ必要ト認メタルモノ（「台湾区庄制要項」前掲『下村海南台湾民政長官時代調査復命書』）。